

◇大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 幼保連携型認定こども園の職員に関する基準を改めることにしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部幼保企画課)